

県民会館条例

昭和三十九年三月二十六日

宮城県条例第一号

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第一項及び第三項の規定に基づき、県民会館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 県民が文化芸術を創造し、享受する場を提供することにより、文化芸術の総合的な交流及び文化芸術の振興を図り、もつて県民生活の向上に寄与するため、県民会館(以下「会館」という。)を設置する。

2 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宮城県民会館	仙台市

(業務)

第三条 会館において、次に掲げる業務を行う。

- 一 文化芸術活動のための施設の提供に関すること。
- 二 文化芸術を鑑賞する機会の提供に関すること。
- 三 文化芸術活動に参加する機会の提供に関すること。
- 四 文化芸術活動に係る情報の提供に関すること。
- 五 文化芸術団体の育成及び支援に関すること。
- 六 文化交流に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、会館の設置の目的を達成するために知事が必要と認める業務

(指定管理者による管理)

第四条 知事は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、会館の管理を行わせる。

(管理業務の範囲)

第五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第三条各号に掲げる業務
- 二 会館の使用の許可に関する業務
- 三 会館の維持管理に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

(使用時間)

第六条 会館の使用時間は、別表第一のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、使用時間を変更することができる。

(休館日)

第七条 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

一 毎月の第二水曜日

二 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日

(入館の拒否等)

第八条 指定管理者は、会館の施設、設備、器具等を損傷し、その他会館の管理に支障を及ぼすおそれがあると認められる者に対し、その入館を拒否し、又はその退館を命ずることができる。

(使用許可)

第九条 会館を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 指定管理者は、会館を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可してはならない。

一 会館の設置の目的に反して使用するおそれがあるとき。

二 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

三 施設、設備、器具等を損傷するおそれがあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、会館の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3 指定管理者は、第一項の許可を行うに当たり必要と認めるときは、その許可に条件を付することができる。

(使用者の行為の制限)

第十条 前条第一項の許可を受けて会館を使用する者(以下「使用者」という。)は、会館において次に掲げる行為をしてはならない。ただし、指定管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。

一 前条第一項の許可を受けた設備又は器具以外のものを使用すること。

二 寄附金の募集、物品の販売又は飲食物の提供を行うこと。

三 現状を変更すること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が定める行為

(使用許可の取消し等)

第十一条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の許可を取り消し、又はその使用の停止を命ずることができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- 二 詐欺その他不正の行為により第九条第一項の許可を受けたとき。
- 三 第九条第三項の条件に違反したとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、会館の管理上特に必要があると認められるとき。

(利用料金)

第十二条 使用者は、会館の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表第二に定める額を上限として、指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の返還)

第十三条 指定管理者が既に収受した利用料金は、返還しない。ただし、使用者がその責めに帰することのできない事由により会館を使用することができなくなつたときは、この限りでない。

(利用料金の免除)

第十四条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(損傷等の届出等)

第十五条 使用者その他会館を利用する者(以下「利用者」という。)は、会館の施設、設備、器具等を損傷し、又は亡失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

- 2 前項に規定する損傷又は亡失が利用者の故意又は過失によるものと認められるときは、当該利用者は、当該損傷若しくは亡失をした会館の施設、設備、器具等を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第十六条から第二十一条 (略)

(委任)

第二十二條 この条例に定めるもののほか、会館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和三十九年九月一日から施行する。

別表第一(第六條関係)

区分	使用時間
大ホール	午前九時から午後九時まで
特別室	
大会議室	
中会議室	
小会議室	
和室	
展示室	
教養室	
リハーサル室	
楽屋	
浴室	
駐車場	午前零時から午後十二時まで(出入場は、午前九時から午後九時まで)

別表第二(第十二条関係)

一 各室の利用料金の上限額

使用区分\使用時間			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	午前・午後・夜間
			午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで	午前九時から午後五時まで	午後一時から午後九時まで	午前九時から午後九時まで
大ホール	入場料を徴収しない場合	平日	二三、七〇〇円	三八、八〇〇円	四七、五〇〇円	六二、五〇〇円	八六、三〇〇円	一一〇、〇〇円
		土曜日	三八、八〇〇円	五四、〇〇〇円	五五、〇〇〇円	九二、八〇〇円	一〇九、〇〇円	一四七、八〇〇円
		日曜日 休日						
	五〇〇円以下の入場料を徴収する場合	平日	四七、五〇〇円	六四、八〇〇円	七一、二〇〇円	一一二、三〇〇円	一三六、〇〇円	一八三、五〇〇円
		土曜日	五五、〇〇〇円	八三、一〇〇円	八九、六〇〇円	一三八、一〇〇円	一七二、七〇〇円	二二七、七〇〇円
		日曜日 休日						
	五〇〇円を超え一、〇〇〇円以下	平日	六〇、四〇〇円	九二、八〇〇円	一〇〇、〇〇円	一五三、二〇〇円	一九二、八〇〇円	二五三、二〇〇円
		土曜日	六八、〇〇〇円	一一〇、〇〇円	一一九、〇〇円	一七八、〇〇円	二二九、〇〇円	二九七、〇〇円
		日曜日 休日						

の入場料を徴収する場合							
一、〇〇〇円を超え三、〇〇〇円以下の入場料を徴収する場合	平日	七三、四〇〇円	一一九、〇〇円	一二九、〇〇円	一九二、四〇〇円	二四八、〇〇円	三二一、四〇〇円
	土曜日 日曜日 休日	九一、八〇〇円	一四七、〇〇円	一五六、〇〇円	二三八、八〇〇円	三〇三、〇〇円	三九四、八〇〇円
三、〇〇〇円を超え五、〇〇〇円以下の入場料を徴収す	平日	八八、五〇〇円	一四二、〇〇円	一五一、〇〇円	二三〇、五〇〇円	二九三、〇〇円	三八一、五〇〇円
	土曜日 日曜日 休日	一一一、〇〇円	一七三、〇〇円	一八三、〇〇円	二八四、〇〇円	三五六、〇〇円	四六七、〇〇円

る場合 五、〇〇〇円を超える入場料を徴収する場合	平日	九六、一〇〇円	一五六、〇〇円	一六五、〇〇円	二五二、一〇〇円	三二一、〇〇円	四一七、一〇〇円
	土曜日	一二〇、〇〇円	一九〇、〇〇円	二〇一、〇〇円	三一〇、〇〇円	三九一、〇〇円	五一一、〇〇円
	日曜日 休日						
特別室		四、九〇〇円	六、二〇〇円	七、四〇〇円	一一、一〇〇円	一三、六〇〇円	一八、五〇〇円
大会議室	六〇一	八、二〇〇円	九、九〇〇円	一一、八〇〇円	一八、一〇〇円	二一、七〇〇円	二九、九〇〇円
中会議室	四〇一	一、七〇〇円	二、二〇〇円	二、五〇〇円	三、九〇〇円	四、七〇〇円	六、四〇〇円
	六〇二	二、七〇〇円	三、四〇〇円	五、四〇〇円	六、一〇〇円	八、八〇〇円	一一、五〇〇円
小会議室	六〇三	一、六〇〇円	二、一〇〇円	二、七〇〇円	三、七〇〇円	四、八〇〇円	六、四〇〇円
和室	B〇一	一、二〇〇円	一、六〇〇円	二、一〇〇円	二、八〇〇円	三、七〇〇円	四、九〇〇円
	三〇五	一、二〇〇円	一、七〇〇円	二、二〇〇円	二、九〇〇円	三、九〇〇円	五、一〇〇円
	四〇三	一、二〇〇円	一、七〇〇円	二、二〇〇円	二、九〇〇円	三、九〇〇円	五、一〇〇円
	四〇四	一、二〇〇円	一、七〇〇円	二、二〇〇円	二、九〇〇円	三、九〇〇円	五、一〇〇円

展示室	五〇一	二、九〇〇円	三、九〇〇円	四、四〇〇円	六、八〇〇円	八、三〇〇円	一一、二〇〇円
	五〇二	二、九〇〇円	三、九〇〇円	四、四〇〇円	六、八〇〇円	八、三〇〇円	一一、二〇〇円
教養室	五〇三	九五〇円	一、二〇〇円	一、五〇〇円	二、一五〇円	二、七〇〇円	三、六五〇円
	五〇四	九五〇円	一、二〇〇円	一、五〇〇円	二、一五〇円	二、七〇〇円	三、六五〇円
リハーサル室	四〇二	三、四〇〇円	四、五〇〇円	五、〇〇〇円	七、九〇〇円	九、五〇〇円	一二、九〇〇円
楽屋	B〇二	一、九〇〇円	二、四〇〇円	三、一〇〇円	四、三〇〇円	五、五〇〇円	七、四〇〇円
	B〇三	九五〇円	一、二〇〇円	一、五〇〇円	二、一五〇円	二、七〇〇円	三、六五〇円
	B〇七	三〇〇円	四〇〇円	五〇〇円	七〇〇円	九〇〇円	一、二〇〇円
	二〇一	三〇〇円	四〇〇円	五〇〇円	七〇〇円	九〇〇円	一、二〇〇円
	二〇二	一、六〇〇円	二、二〇〇円	二、四〇〇円	三、八〇〇円	四、六〇〇円	六、二〇〇円
浴室		一、九〇〇円	一、九〇〇円	一、九〇〇円	三、八〇〇円	三、八〇〇円	五、七〇〇円

二 設備器具の利用料金の上限額

区分	使用料(午前、午後、夜間の区分ごとに一点につき)
舞台設備器具	九、〇〇〇円以内で規則で定める額
ピアノ	一三、六〇〇円以内で規則で定める額
映写設備器具	六、八〇〇円以内で規則で定める額
音響設備器具	四、五〇〇円以内で規則で定める額
照明設備器具	三九、七〇〇円以内で規則で定める額

視聴覚設備	七、九〇〇円以内で規則で定める額
-------	------------------

三 冷暖房施設の利用料金の上限額

一時間につき	一一、三〇〇円以内で規則で定める額
--------	-------------------

四 駐車場の利用料金の上限額

駐車二十分までごとに	一〇〇円
------------	------

備考

- 一 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても、時間割計算は行わない。
- 二 この表に定める使用時間外に使用する場合の利用料金の上限額は、使用時間が午前九時以前及び正午から午後一時までの場合は午前の、午後五時から午後六時までの場合は午後の、午後九時以降の場合は夜間の区分に従い、それぞれの利用料金の上限額(夜間の区分にあつては、その五割増の額)を時間割計算によつて算出した額(百円未満の端数が生じたときは、百円に切り上げる。)とする。この場合において、使用時間に一時間未満の端数がある場合は、一時間に切り上げる。
- 三 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日をいう。
- 四 大ホールを使用する場合において次に掲げる場合に該当するときは、それぞれに掲げる金額をもつてこの表の入場料の額とする。
 - 1 入場料を定めている場合で、その入場料の額に段階があるとき。 最高
の入場料の額
 - 2 入場料を定めている場合で、その入場料の全部又は一部を徴収しないとき(当該入場料以外の給付を受けないときを除く。)。 その定めている
入場料の額
 - 3 通常入場料を徴収する催物等を開催する場合で、入場料を定めていないとき、又は当該催物等の開催その他入場させるために要する経費から勘案して低額の入場料を定めているとき。 当該催物等の開催その他入場させるために要する経費を通常入場させることができる人員の数で除して得た額
- 五 大ホールを準備又は練習のために使用する場合の利用料金の上限額は、この表に定める利用料金の上限額の二分の一に相当する額とする。
- 六 冷暖房施設の利用料金は、大ホール、特別室、大会議室、中会議室、小会議室、和室、展示室、教養室、リハーサル室又は楽屋において冷暖房施設を使用するときに徴収する。

七 冷暖房施設を使用する場合において、使用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間に切り上げる。

附 則(昭和四十一年条例第六号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、既に許可した会館の使用については、なお従前の例による。

附 則 (以下略)